

国自旅第24号の2
令和元年6月17日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局旅客課長



令和元年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定に係る
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法の変更について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸
部長へ通達したので、貴協会においてもこの旨了知されるとともに、傘下会員に対し
て周知を図られたい。



別 添
国自旅第24号
令和元年6月17日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
中部運輸局交通政策部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

令和元年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定に係る
地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法について

令和元年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定を踏まえ、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金における平均賃率の算定方法及び生活交通確保維持改善計画については、下記のとおり取扱うこととしたので、関係自治体及び関係事業者に周知を図るとともに、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 平均賃率の算定方法

運賃・料金に消費税を転嫁することとした(上限運賃の変更認可を受けることとした)事業者については、平均賃率の算定方法を以下のとおりとする。

$$\text{消費税抜き平均賃率} = \frac{\text{停留所相互間総運賃額}}{\text{停留所相互間総キロ程}} \times \left(1 - \frac{10}{110} \right)$$

(※)

なお、運賃・料金に消費税を転嫁しないこととした(上限運賃の変更認可を受けないこととした)事業者については、平均賃率の算定方法は従来どおりとする。

(※) 事業者が実際に適用する運賃額とする。

2. 令和2年度計画における平均賃率

令和2年度生活交通確保維持改善計画の計画額を算定にあたっては、各地方運輸局等に認可申請した消費税転嫁後の運賃・料金により算定すること。